

IAS 第41号 農業

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、農業活動に関連する会計処理及び開示を定めることである。

農業活動とは、生物資産を販売するため、農産物にするため、又は追加的な生物資産を得るために、企業が生物資産の生物学的変化又は収穫を管理することをいう。**生物学的変化**とは、生物資産の質的又は量的な変化を生じさせる、成長、変性、生産及び生殖のプロセスからなる。**生物資産**とは、生きている動物又は植物をいう。**農産物**とは、企業の生物資産からの収穫された成果物をいう。**収穫**とは、生物資産の果実を分離すること又は生物資産の生命活動を停止させることをいう。

IAS第41号は、特に、生物資産の成長、変性、生産及び生殖の期間中における生物資産の会計処理並びに農産物の収穫時点における当初測定 of 会計処理を定めている。IAS第41号は、生物資産の当初認識時から収穫時点に至るまでの間、当初認識時に公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除いて、売却費用控除後の公正価値による測定を要求している。企業の生物資産からの収穫物である農産物については、その収穫時点においてのみ本基準を適用する。その後は、IAS第2号「棚卸資産」又は他の該当する基準が適用される。したがって、例えば、ぶどうを育てた業者がぶどうからワインを作る過程のような、収穫後の農産物の加工処理は取り扱わない。

公正価値とは、独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者間で、資産が交換されうる又は負債が決済されうる価額をいう。売却費用には、ブローカー及びディーラーに対する手数料、規制当局及び商品取引所による課金、並びに移転税及び関税を含む。売却費用には、資産を市場に運ぶために必要な輸送その他のコストは含まない。このような輸送その他のコストは、公正価値を決定する際に差し引かれる（すなわち、公正価値は市場価格から資産を市場に運ぶために必要な輸送その他のコストを差し引いたものだからである）。

IAS第41号は、生物資産の売却費用控除後の公正価値の変動はそれが発生した期の純損益に含めることを要求している。農業活動においては、生きている動物や植物の物理的属性の変化は、直接的に企業にとっての経済的便益を増加させたり減少させたりする。

IAS第41号は、農業活動に関連する土地について新たな原則を設けていない。その代わりに、企業は、状況に

応じて、IAS 第16号「有形固定資産」又は IAS 第40号「投資不動産」に従うことになる。IAS 第16号は、土地を、減損損失控除後の取得原価か再評価額のいずれかにより測定することを求めている。IAS 第40号は、投資不動産である土地を、公正価値又は減損損失控除後の取得原価により測定することを求めている。物理的に土地に付着している生物資産（例えば植林地における樹木）は、土地とは別に売却費用控除後の公正価値により測定される。

IAS 第41号は、売却費用控除後の公正価値により測定されている生物資産に関連した無条件の政府補助金について、政府補助金を受け取ることになった時、かつ、その時においてのみ、純損益に認識することを要求している。政府補助金が企業に特定の農業活動を実施しないことを求めている場合を含め、政府補助金に条件が付いている場合、企業はその条件が満たされた時、かつ、その時においてのみ、政府補助金を純損益に認識することが要求されている。政府補助金が減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の取得原価により測定される生物資産に関連している場合には、IAS 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」が適用される。